

アップデート5.48のご案内

拝啓時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、「社労法務システム」を御愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

さて、このたび下記の内容のソフトウェア アップデートを行いましたので、ご確認下さい。

敬具

記

アップデート 5.48

<概要>

- | | |
|----------------------------------|---|
| 1. 本年度の年末調整改正に伴う改善（第4弾） | 2 |
| 1) 給与支払報告書ファイル作成の変更 | |
| 2) 住宅借入金特別控除の消費税10%に関する改善 | |
| 3) 所得金額調整控除に関する改善 | |
| 4) 源泉徴収簿の不具合対応 | |
| 2. その他改善と不具合の対応 | 3 |
| 1) 社会保険被保険者資格喪失届（1人）の電子申請の不具合対応 | |
| 3. 更改された e-Gov システムの不具合についてのお知らせ | 3 |
| 4. 今後のアップデート予定について | 3 |
| 5. マイナポータル仕様の電子申請についてのお知らせ | 4 |

※ 次期 e-Gov システムについてのお知らせ
2020年11月24日に次期 e-Gov システムに更改されました。
※ e-Gov サイトからの一括申請機能が廃止されました。

アップデート内容

1. 本年度の年末調整改正に伴う改善(第4弾)

1) 給与支払報告書ファイル作成の変更

令和2年分のレイアウト仕様が公開されましたので、新レイアウトに準拠したファイルが作成できるように改善を行いました。

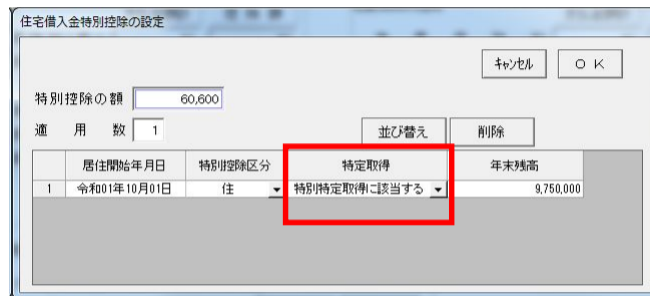
2) 住宅借入金特別控除の消費税 10%に関する改善

住宅借入金特別控除の消費税 10%の対応について、本年度は関係無いと解釈していましたが、再調査を行ったところ**特別特定取得**とすることが判明しましたので改善を行いました。

・年末調整データ入力の変更

住宅借入金特別控除の設定画面内の「特定取得区分」の選択肢の変更を行いました。

<変更前> <変更後>
 該当する 特定取得に該当する
 該当しない 特別特定取得に該当する
 該当しない



・源泉徴収票の変更

特別特定取得の場合は、住宅借入金特別控除区分(1回目、2回目)に「(特特)」と印刷されます。 例. 住(特特)

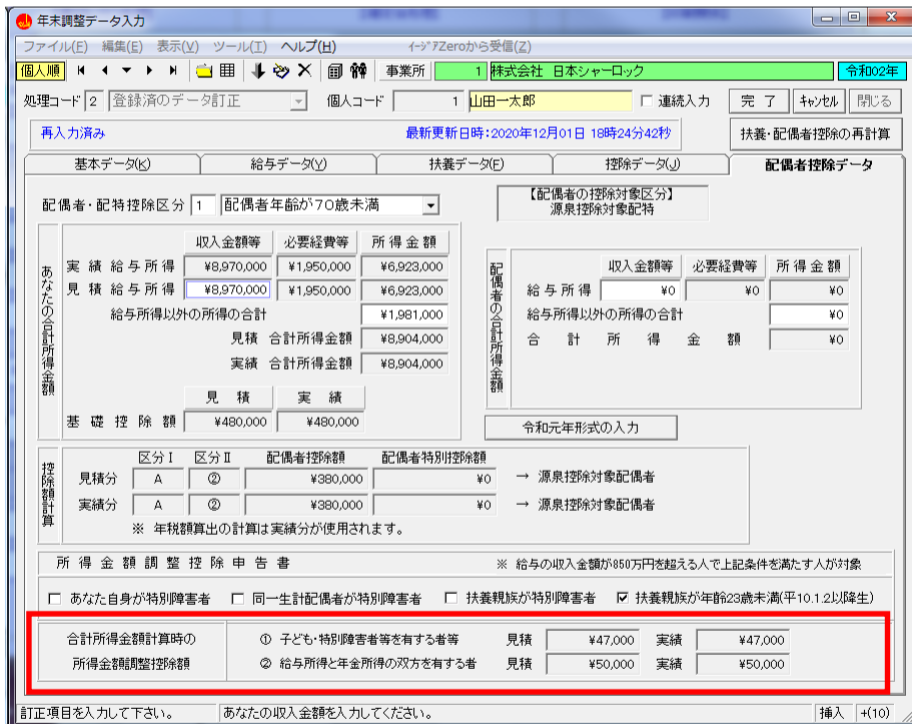
※ 住宅借入金特別控除が3つ以上ある場合は、摘要欄に同様の内容が印刷されます。

3) 所得金額調整控除に関する改善

所得金額調整控除については年税額算出にて算出することと解釈していましたが、再調査を行ったところ寡婦控除と配偶者控除又は配偶者特別控除の判定に使用される合計所得金額に関係することが判明しましたので改善を行いました。

・年末調整データ入力の変更

画面下段に「合計所得金額計算時の所得金額調整控除額」を表示して、給与所得(見積と実績)から控除するように改善を行いました。(合計所得金額(見積と実績)からも控除されます)



左記画面例

所得金額調整控除

- ① 子ども・特別障害者等を有する者
 $8,970,000 - 8,500,000 \times 10\% = 47,000$
- ② 給与所得と年金所得の双方を有する者
 $100,000 + 50,000 - 100,000 = 50,000$

給与所得	収入金額	必要経費	所得金額
	8,970,000 円	1,950,000 円	7,020,000 円



給与所得	収入金額	必要経費	所得金額
	8,970,000 円	1,950,000 円	6,923,000 円
※ $7,020,000 - (47,000 + 50,000) = 6,923,000$			

① 子ども・特別障害者等を有する者等

給与の収入金額等が 850 万円を超える場合で所得金額調整控除申告書の4要件のいずれかに該当する場合
 給与の収入金額等 - 850 万円 × 10% ※給与の収入金額等が 1000 万円を超える場合は 1000 万円とする

② 給与所得と年金所得の双方を有する者

給与所得と公的年金の所得の双方がある場合

給与所得の所得金額(※) + 公的年金の所得金額(※) - 10 万円 ※10 万円を超える場合は 10 万円とする

注意、「② 給与所得と年金所得の双方を有する者」の所得金額調整控除額は年末調整には関係ありません。

年税額算出では計算されません。確定申告の対象となりますのでご注意ください。

1. 本年度の年末調整改正に伴う改善(第4弾)

続き

4) 源泉徴収簿の不具合対応

前回のアップデートにて令和2年対応を行いました。年度が印刷されないとの報告がありましたので改善を行いました。

2. その他改善と不具合の対応

1) 社会保険被保険者資格喪失届(1人)の電子申請の不具合対応

健保・厚年被保険者資格喪失届(1人)の電子申請を行うと、下記エラーにより申請できないとの報告がありました。様式ID、様式バージョンが最新ではありません。

詳細を調査した結果、10/2に同手続きの改正があり様式バージョンに変更が行われていることが判明しました。様式バージョンの対応を行いました。

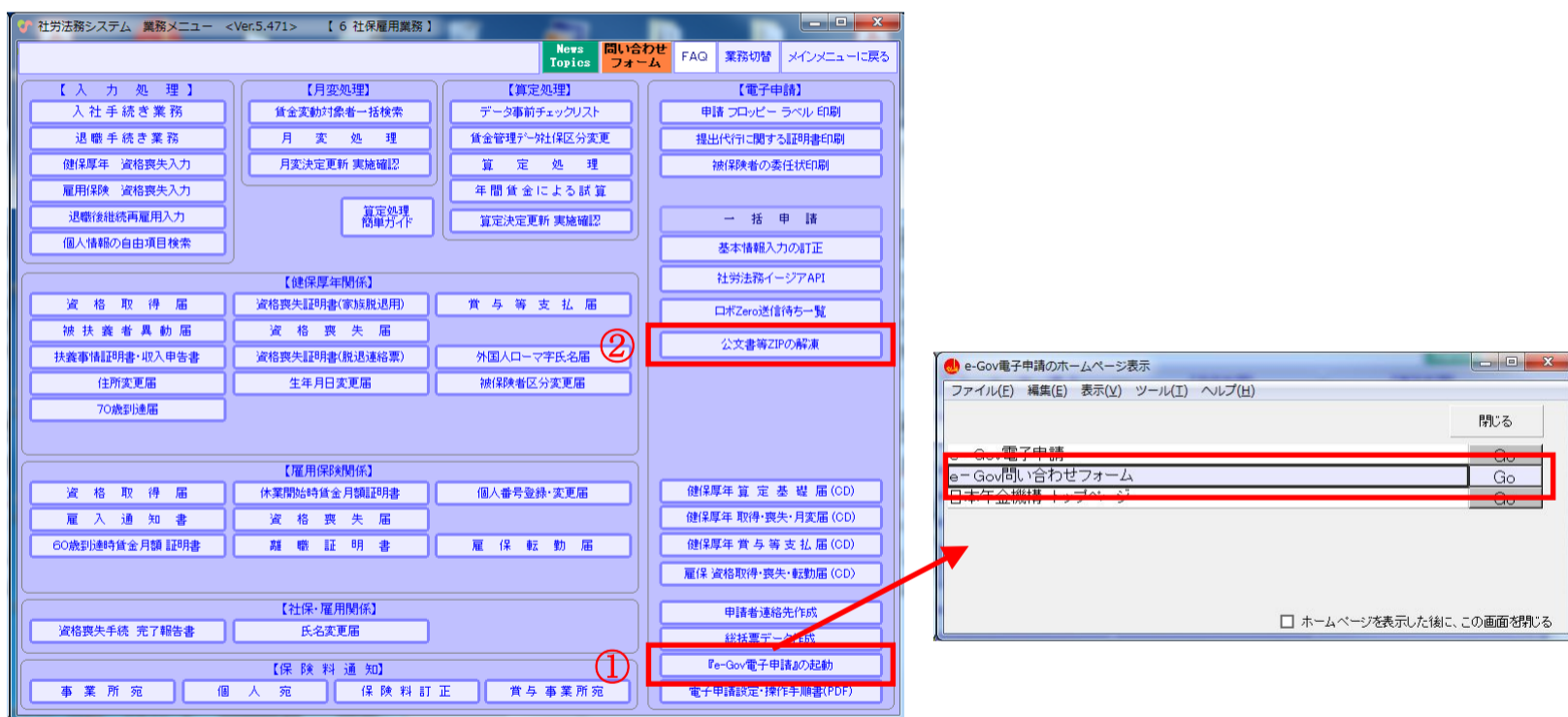
3. 更改された e-Gov システムの不具合についてのお知らせ

11月24日に更改された e-Gov システムにおいて不具合が報告されていますのでお知らせいたします。

1) 「The requested URL was rejected.」といったメッセージが表示される

対処方法 「Your support ID is:*****」の*部分をお控えのうえ、e-Gov 利用者サポートデスクまでお問い合わせいただきますようお願いいたします。

※ お問い合わせフォームは下記にてリンクしています。(下図①より「e-Gov 問い合わせフォーム」)



2) 公文書やコメント通知等が表示(解凍)できない

社労法務イージア API にて公文書やコメント通知等が表示されない又は、解凍できない等の現象が発生しています。

対処方法 社保雇用業務メニューに解凍ソフトをご用意しました。

「公文書等 ZIP の解凍」にて解凍できます。

※ e-Gov より、2020/11/30 時点で不具合解消が発表されています。

3. 今後のアップデート予定について

社保・雇保の手続き改正による一括申請の改善

被扶養者異動届の新旧紙の対応 (国内居住要件関係の追加)

労基法改正に伴う「年次有給休暇管理簿の機能追加」 第2弾

※ 実際のアップデートについては各対応が出来次第お送り致します。

※ アップデート予定については予告なく変更される場合があります。また、順番についても状況等により変更となる場合があります。

次期 e-Gov システムについてのお知らせ

2020年11月24日に次期e-Govシステムに更改されました。

また、予定通りに e-Gov からの一括申請機能が廃止されています。

現在、一括申請にて作成された申請ファイル (ZIP 形式) を e-Gov のパーソナライズにログインして申請している方は社労法務システムAPIからの申請に切り替えていただきますようお願い致します。

マイナポータル仕様の電子申請についてのお知らせ

11月にリリースされる、マイナポータル仕様の電子申請への対応スケジュール

現在、仕様に基づき、開発を進めておりますが、最終試験の時期との兼ね合いもあり、リリース時期につきましては、下記の通りとさせていただきます。

【 健保組合への電子申請について 】

健保組合への電子申請につきましては、2021年1月末を目途に、リリースを予定しております。

この時期にリリースする届け出は下記の主要6届け出となります。

健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届 (CSV 方式)

健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届 (CSV 方式)

健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届 (CSV 方式)

健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届 (CSV 方式)

健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届 (CSV 方式)

健康保険被扶養者 (異動) 届 (CSV 方式)

※ リリースまでの期間につきましては、大変申し訳ございませんが、システム改修待ちとの事で、健保組合へのご連絡をお願い致します。

※ 上記以外の届け出につきましては、2021年3月より順次リリースを予定しております。

【 GBIZ での電子申請について 】

現状の一括申請から申請できる届け出につき、GBIZ での申請が可能となるアップデートは、2021年2月末を目途にリリースを予定しております。

11/2～リリースまでの期間は、GBIZ での申請はできませんので、社会保険労務士様の電子証明書 または既存の社会保険労働保険に対応した電子証明書での申請をお願い致します。

既存の届け出につきましては、申請自体は、今までと変わりなく申請が可能となります。

【 マイナポータル仕様のみ届け出の電子申請について 】

2021年3月以降、随時、新しい届け出をアップデートリリースしていく予定となっております。

※ リリーススケジュールにつきましては、開発の進み具合により、変更される場合もございますので、ご了承下さい。